

## 那賀振興まちづくり連絡会議規約

### (名称)

第1条 本会は、「那賀振興まちづくり連絡会議」（以下「連絡会議」という。）と称する。

### (目的)

第2条 連絡会議は、那賀地域（紀の川市、岩出市）においてまちづくりに関する活動を行っている民間団体及び自治体が情報交換を行い、連携事業を協議し、もってそれぞれの活動を那賀地域の振興につなげることを目的とする。

### (組織)

第3条 連絡会議は、前条の目的に賛同する民間団体、紀の川市、岩出市、那賀振興局及び有識者による別表に掲げる委員で構成する。

2 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

### (協議事項等)

第4条 連絡会議は、第2条の目的を達成するために次の各号に掲げる事項について、情報交換及び協議を行う。

- (1) まちづくりに関すること。
- (2) 観光振興や体験交流に関すること。
- (3) 特産品づくりに関すること。
- (4) 前各号に掲げる事項のほか、必要と認める事項

2 連絡会議は、必要に応じて、構成する団体の協力連携のもとに、前項各号に係る事業を行うことができる。

### (役員)

第5条 連絡会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 2名

2 会長、副会長及び監事は、委員の互選により選出する。

3 役員任期は、1年とし、再任を妨げない。

4 役員任期中に異動が生じたときは、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (役員職務)

第6条 会長は、連絡会議を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が職務を遂行できない場合は、会長があらかじめ指名した副会長がその職務を代理する。

3 監事は、連絡会議の会計を監査する。

### (会議)

第7条 連絡会議は、会長が必要に応じ招集し、主宰する。

2 やむを得ない事情により委員が会議に出席できないときは、同じ団体に所属する代理者を出席させることができる。

3 会長は、必要と認めるときには、実行委員会を設置することができる。

(総会)

第8条 連絡会議の総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長がこれを招集する。

2 総会の議長は、会長をもって充てる。

3 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) 規約の改正に関すること。
- (4) その他会長が必要と認める事項に関すること。

(会計年度)

第9条 連絡会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、初年度についてはこの限りでない。

(事務局)

第10条 連絡会議の事務局は、那賀振興局地域振興部企画産業課に置く。

(その他)

第11条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成22年 7月12日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年 6月13日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年 9月20日から施行する。

(別表) 那賀振興まちづくり連絡会議 委員名簿

民間団体	委員名
1. 紀の里農業協同組合 体験農業部会	部会長 松山峰広
2. 紀の里農業協同組合 (めっけもん広場、根来さくらの里)	直売課長 鈴木雅富
3. 社団法人那賀青年会議所	理事長 坂本智彦
4. 貴志川線の未来を“つくる”会	代表者 濱口晃夫
5. 紀の川市ウォーキング協会	会長 津山輝次
6. 紀の川市観光協会企画部会	部会長 島津章
7. 紀の川サイクリングクラブ	会長 上野健
8. 岩出市観光協会	事務局 榊新平
9. 岩出まちづくり協議会	会長 大前高志
10. NPO法人 根来山げんきの森倶楽部	理事長 土生川幹夫
自治体	
11. 紀の川市農業振興課	課長 金岡一郎
12. 紀の川市商工観光課	課長 神徳政幸
13. 岩出市農林経済課	課長 朝稲亨
14. 那賀振興局地域振興部	部長 高橋義孝
有識者	
15. 近畿大学生物理工学部	教授 仁藤伸昌

(平成23年6月19日現在)